

呉市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 呉市立図書館（以下「図書館」という。）で配架する雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、当該民間事業者が当該雑誌への広告掲載料を負担することにより新たな財源を確保し、図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、有料で広告を掲載する民間事業者等（以下「雑誌スポンサー」という。）が配架する雑誌の最新号の透明カバー又は雑誌架の扉等にスポンサー名や広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供するものとし、雑誌スポンサーは雑誌への広告掲載料を呉市（以下「市」という。）に納付する。

2 広告を掲載する雑誌は、図書館が作成した「雑誌リスト」の中から雑誌スポンサーが選定する。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

第4条 雑誌スポンサーは、企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者、その他市が適当と認める者を対象とし、個人を対象としない。

2 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性を損なうおそれのないものとし、呉市広告掲載取扱要綱（平成19年4月1日実施）第4条第1項各号及び呉市広告掲載基準（平成19年4月1日実施）3に該当するものは、対象としない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

3 前項の規定により市が広告の掲載を取り消すことにより雑誌スポンサーが損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めを負わないものとする。

(広告の規格・表示方法等)

第5条 雑誌に掲載する広告の規格等は、次表のとおりとする。

場所	寸法・位置	内容等
カバー表面	縦4 cm, 横13 cm以内 カバー底辺より4 cm以上上部の中央	スポンサー名のみ 地色は白色, 文字は黒色
カバー裏面	カバー裏面と同サイズ以内	広告
雑誌架	縦5 cm, 横18 cm以内 扉底辺より10 cm以上上部の中央	スポンサー名のみ 地色は白色, 文字は黒色

2 広告は、雑誌スポンサーが作成するものとし、広告の上部右には、縦1 cm, 横5 cmの大きさで「雑誌スポンサーの広告」と表示するものとする。なお、広告作成に要する費用は、雑誌スポンサーの負担とする。

3 広告の変更は、1年間に4回以内とし、雑誌スポンサーは、掲載しようとする広告内容を変更しようとするときは、あらかじめ市へ申し出て、協議するものとする。

4 図書館は、図書館のホームページに雑誌スポンサー制度の提供企業・団体等一

覧を掲載する。

5 広告を掲載する雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

(広告掲出期間)

第6条 広告の掲出期間は、原則として年度単位(4月1日～翌年3月31日)の1年間ごととし、年度の途中からの場合は、広告の掲出を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。

2 期間満了の2か月前までに市又は雑誌スポンサーから解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

3 広告を掲載する雑誌が休刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることができるものとする。

4 第8条の規定により雑誌スポンサーに選定された者(以下「広告主」という。)は、年度途中に広告掲載の取りやめの申出はできないものとする。

(雑誌スポンサーの申込等)

第7条 市は、呉市ホームページ、市政だより等を利用して雑誌スポンサーの募集を行い、申込は、随時受け付けるものとする。

2 雑誌スポンサー制度の申込を希望する者は、呉市立図書館雑誌スポンサー制度申込書(第1号様式)(以下「申込書」という。)に必要事項を記入し、図書館に持参、ファクシミリ、又は郵送のいずれかの方法により提出するものとする。

(雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査)

第8条 市は、雑誌スポンサーを選定するとともに、広告ごとに具体的な広告内容を判断し、その上で修正・削除等が必要な場合は、雑誌スポンサーに依頼することができる。

2 雑誌スポンサーは、掲載しようとする広告内容について、あらかじめ市と協議し、正当な理由がない場合は、市が指示する広告内容の修正・削除等に応じなければならない。

3 同一の雑誌に複数の応募があった場合は、次の順で選定する。

(1) 先着順

(2) 郵送での申込の場合の受付時間は、申込書が図書館に到着した日の午後6時とし、同時刻に到着した場合は抽選

(3) 2年目以降は、前年度の雑誌スポンサーを優先

4 市は、前項の規定により、雑誌スポンサーの選定又は不選定を決定したときは、それぞれ申込者へ通知するものとする。

5 市は、広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しないときは、選定を取り消すことができる。

(審査会)

第9条 前条第1項の審査を行うため、呉市立図書館雑誌スポンサー・広告審査会(以下「審査会」という。)を設置し、その事務局を中央図書館に置く。

2 審査会の委員長に中央図書館の館長(以下「館長」という。)、委員に中央図書館グループリーダー、主幹、課長補佐、主査、その他館長が必要と認める職にある者をもって充てる。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、中央図書館管理グループ

リーダーがその職務を代行する。

(会議)

第10条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、委員が一堂に会することが困難な場合は、持回により、審議を行うことができる。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長が決する。

4 委員長が必要と認めたときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

(契約)

第11条 広告主は、市と覚書(第2号様式)により契約を締結する。

(広告掲載料の支払い等)

第12条 広告主が、雑誌への広告掲載料を納付する場合は、1誌、1図書館当たり年額1万2千円を市が発行する納入通知書により、指定する期日までに指定する方法で納付するものとする。

2 広告の掲出決定が年度途中からの場合は、広告主に決定した月の翌月から翌年3月31日までの期間数に応じた広告掲載料を、前項の規定に準じて納付するものとする。

3 納付された広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかつた場合は、その全部又は一部を返還することができる。

4 前項のただし書きの規定により返還する広告掲載料には、利子は付さない。

(個人情報の取り扱い)

第13条 申込書に記載された個人情報は、呉市個人情報保護条例(平成19年呉市条例第2号)に基づき、雑誌スポンサー制度の運営のみに使用するものとする。

(広告掲載の責務)

第14条 広告主は、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負う。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理及び第三者に不利益を与える行為その他の不正の行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

4 広告主の責めに帰すべき理由により広告掲載が適当でなくなった場合、広告主は当該広告掲載料を限度に賠償の責めを負うものとする。

5 広告主は、広告の掲載の権利を譲渡してはならない。

付 則

この要領は、平成27年1月28日から実施する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。